

平成23年度第2回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成23年7月28日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第1委員会室
- 3 出席委員 松島委員（会長）、中村委員、吉田委員、塚平委員、秋元委員、
小泉委員、長岡委員、佐南委員、藪内委員、伊藤委員、片岡委員、
古瀬委員、庄司委員、深澤委員、高田委員、出口委員、大澤委員、
松田委員、宮武委員
- 4 出 席 総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 加茂 満
事務局職員 総務課 課長補佐 山崎 英彦、主査 石川 和男
関係課職員 都市整備部次長 吉田 光宏
まちづくり推進課 係長 石野 升吾、主査 青山 和雄
コミュニティ課 課長 兼子 潤一
- 5 議 題 字の区域及び名称の変更について
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時30分
- 7 傍 聴 人 1人

(松島会長)

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第2回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

本日の会議は、委員20名中19名の出席、1名の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に傍聴の方へお願い申し上げます。本審議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

傍聴券に記載しました注意事項に関しまして、ご理解をいただき、ご協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第により会議を進行してまいります。

報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局一加茂総務部次長)

報告事項は二点あります。

一点目は、行政区域制度審議会委員につきまして、クリアヴィスタおたかの森管理組合の推薦によりまして、高田様に委員を委嘱いたしましたので、ご報告いたします。

(高田委員)

《挨拶》

(事務局一加茂総務部次長)

それでは、続きまして二点目でございますが、第1回の審議会の際に、自治会の区割り、消防団の管轄区域、通学区域、商工関係の区割りにつきまして、見直しの検討の有無などについてどうなっているのか、というお話がありましたので、事務局で関係各課に状況を確認いたしましたので、ご報告申し上げます。

自治会の区割りにつきましては、昨年11月の説明会において別に機会を設ける旨コミュニティ課から説明しておりまして、現在、協議の時期や方法について検討しているということでもあります。窓口はコミュニティ課になります。

消防団の管轄区域につきましては、消防団員で組織する「消防団あり方検討委員会」で検討しているということでもございました。これにつきましては、消防総務課が窓口となっております。

通学区域につきましては、現在、通学区域審議会というものがあ
りまして、これの設置に向けまして近日中に教育委員会議に諮り
まして8月1日付けで審議会委員を委嘱して準備を進めているとい
うことであります。これにつきましては、学校教育課が窓口となっ
ております。

商工関係の区割りににつきましては、市として区割りをしたり、
見直しをしたりするようなことはないということでした。なお、
商工会議所等には商工課から変更に関する情報を提供していくとい
うことであります。これにつきましては、商工課が窓口となってい
ます。

各区割りに関する報告は以上です。なお、これらに関しましては、
それぞれの担当部署で作業が進められますので、それぞれの進捗
状況を随時、当審議会に報告するといったことはできませんので、
今後、その点はご了承くださるようよろしくお願いいたします。

報告事項は以上です。

(会長)

ただいま事務局から報告がありましたが、確認したい点などござ
いましてよろしくよろしくお願いいたします。

(会長)

話が早すぎたようで皆さん理解できましたでしょうか。自治会の
区割りについてのご説明がありましたけど、これはコミュニティ課で
すね。もう一度繰り返しになりますが、ご説明をお願いいたし
ます。

(事務局一総務部加茂次長)

自治会の区割りににつきましては、この新市街地地区は区画整理事
業で大幅に改正されますことから、自治会の区割りが今後重要な
問題になってくると思います。その点につきましては、この行政区域
制度審議会の中で審議され答申がされた後、地区割りが決まら
ぬので、それが決まった後、自治会の区割りにつきましてもコ
ミュニティ課が窓口となって、どういう形で進めていくかは、
これから審議しますが、集まっていたいて新しい自治会の区割
りにつきましても協議を進めていくということでもあります。そ
の事務の進め方については、コミュニティ課が窓口となってや
って行くということですので、よろしくお願いいたします。

(会長)

分かりました。今の説明でよろしいでしょうか。何かあります
でしょうか。

(藪内委員)

字の名称、区域が変更になっても、自治会の区割りは影響がないと考えてくださって結構ですと説明を伺ってきたように記憶していますが、そうですね。

(事務局一総務部加茂次長)

基本的には、行政区域が変わったからといって、必ず自治会の区割りを変えなければいけないということではございません。

(藪内委員)

というところまでしか、伺っていません。それであれば、それと切り離して今回のこれ(字の名称及び行政区域の変更)を審議していけばいいと理解しておりましたが、その件(自治会の区割り)については、また次に話し合うということであれば、話し合うべき何か、やはりあるのだと、話が違うと感じました。何か関連して影響を受けてくる要素があるのであれば、いまそれを全部テーブルの上に出して、それを頭に入れながら、この問題を考えていくべきだと思っております。影響が全くないことだから、何の議論もせずにこれだけ(字の名称及び行政区域の変更)先に決めるという風に理解しておりましたが、全く関係のないことでないのであれば、それも今同時に考え合わせて区割りについても考えるのが当然だと思います。その点で全然話が違うのではと思いました。

(事務局一総務部加茂次長)

昨年11月の当初の説明会のときに、行政区域を見直しすると自治会の区割りに大きく影響するのではないかとということで、いろいろ自治会の皆様から区割りについて、ご質問がございました。その中で、私どもでは、行政区域の区割りについては、基本的には自治会の区割りと別ですということで、ご説明しております。原則として、行政区域が変わるからといって、自治会の区割りを変えなければいけないという問題ではございません。ですから、この行政区域制度審議会については、行政区域の区割りについて検討していただきたいということでご説明いたしました。各自治会の代表の説明会にいらしていた皆様の中から、自治会の区割りについて、全く市が入らずに地元で協議しながら進めるのは難しい問題があるので、市も入ってやってもらえないかという話がございました。それを受けまして、自治会の担当であるコミュニティ課が窓口になりまして自治会の区割りについて、今後区割りを考えていくこ

とがあれば、それはコミュニティ課が中心となって皆様の協議の中に入っていきますということで、説明をさせていただきます。

(藪内委員)

自治会の方からそういう意見があったから、そうしました。市の方ではそういう発想はなかったけれども、やってくれというからやるということですか。

(事務局一総務部加茂次長)

要するに、この行政区域制度審議会で審議する内容とは別の問題ですということで整理させていただきます。

(藪内委員)

別の問題ではないのではないのでしょうかということです。

(松島会長)

その提案ですね。

(藪内委員)

他の委員の方がどうか分かりませんが、区域割りと区域名の変更があったときに、自治会活動にどういう不便や支障があるのか、それともそんなにないのか、ということは、私は今想像が付きません。他の委員の皆さんは分かりませんが、やっぱり経験がないので想像がつかない方が多いのだらうと思いますが、その時の唯一の解決方法は、他のいろいろな事例、町村合併などがあると思いますが、流山市内でも区画整理事業を随分やっているのだから、市内でもあると思いますが、その時にどういうことが起こってどういうことが不便だったかということを紹介いただければ、それでやっと思えることができるので、それがないところの議論すら、どういう影響があるのかが、全部見渡した上でないときちんとした議論ができないと思っております。

(事務局一総務部加茂次長)

他の市でも行政区域の見直しの作業につきましては、行っておりまして、どこの市の事例を見ましても、行政区域制度審議会の中で自治会区割りまでも含めて考えて行政区域の区割りを行ったという事例は、私の方では聞いたことがありません。

(藪内委員)

そこまでは言っていないので、どういう不便があったのか、過去の事例だけでも非常に参考になります。それすら分からないのであれば、き

ちんとした検討ができないと申し上げました。同時に議論するとまでは、申し上げておりません。

（事務局一総務部加茂次長）

ちなみに今の自治会の区割りにつきましては、必ずしも字の区割りと同じで動いているものでもありません。字の区域が大きいところは自治会が半分に割れていたり、字の区域が小さいところは、隣の字の区域を含めて自治会の区割りを組んでいたり、自治会の区割りにつきましては、地域の皆様で自由に決めていただけることですので、そのことについて行政から行政区域の区割りに沿って自治会を組むような指導は、私の方からは、言えないことになっていきますので、その辺は行政区域制度審議会の中で併せて議論することは困難だと考えております。

（松島会長）

いま藪内委員と事務局で意見が違っていますが、他の方でこのことについてご意見はありますでしょうか。

（長岡委員）

駒木でも、一部は美田の自治会に住所が変わったところは全部入っています。なぜかと言いますと公園を挟みますので、こちらの方とは遠いので新しくできた新興住宅地は美田自治会に入ってもらっています。こちらで勧めたことではなく住民が、すすんでそちらに（美田自治会）に入りたいということですので、どうぞというようになったわけで、こちら（駒木自治会）としては、入っていただければ、正解なのですが、不便なことになってしまうので、向こうの方（美田自治会）がいいだろうということですので、行政区域と自治会割りは関係ないと私は、解釈しています。ただし、新しく変わったときに、トラブルと言いますか、「私はこっちに入ります。」「私はこっちに入りたい。」といったときに、果たして自治会だけで対応できるものか、同じ番地内で同じ住民の中で二つに別れた場合は、どうしたらよいものか、それはコミュニティ課に相談するしか方法がないと思います。皆さんが他の自治会に行きたいと思って私どもの方でも「どうぞ」と思っても、飛地が1件だけ残ってしまうようなことになってしまうと、私どもの方でもそういうわけにはいかないと思うのですが。

（松島会長）

ありがとうございます。それ以外にご意見ございますか。

(藪内委員)

時間を費やしてしまっていて申し訳ありません。そうしますと、ある所が任意にあっちに入るか、こっちに入るかをその人が選ぶという状態にはならず、どっかに線が引かれるということでしょうか。その線をどう引くかであって、どちらでも選べるということではないのでしょうかね。

(長岡委員)

1軒だけ「私はこっちに行きたい。」「私はあっちに行きたい。」ということは認められないと思います。

(藪内委員)

そうしますと東映自治会の場合には、東映団地としてはっきりしていますから、あまり議論する必要がないのかなと、きちんと頭に入れないとこれが次の議論にならないのかといったことについて、東映団地はそこまでいいのかという気がしました。

(松島会長)

藪内委員よろしいでしょうか。ありがとうございました。

先ほど片岡委員が手を挙げていらっしゃいましたので、片岡委員お願いします。

(片岡委員)

私の方でお聞きしたいのは通学区域の審議会についてですが、8月1日付けで委員選出というお話を先ほど聞きましたが、これは市全体のこととやるのか、この地域だけのことなのかということと、もう1点は、8月1日ですと、まだおおたかの森の区域は全く決まっていない状態で、その全体の区域を決めてしまうのかということをお尋ねしたいと思います。それと同時に今まで区域というのは各自治会からいろいろ参加していたと思いますが、私どもはマンションなので今まで参加していませんが、今後どうなるのかお尋ねしたいと思います。

(事務局一総務部加茂次長)

確認した範囲で報告させていただきます。審議会の構成メンバーにつきましては、知識経験を有する者9名、学校長、PTAの代表ということで構成するそうであります。知識経験を有する者の中には地区社協(社会福祉協議会)の代表、交通安全協会、UR都市機構等が入って構成するそうでございます。エリアでございますが、今回については新市街地区を中心として通学区域の見直しを計っていくということでございます。

す。それだけでは、済まない問題があつて、他の区域についてもいろいろな意見が出た場合は、それも含めていくということであります。

(松島会長)

片岡委員よろしいでしょうか。それでは本日の議題であります「字の区域及び名称の変更案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局一総務部加茂次長)

それでは、お手元の図面を見ていただきたいと思います。字の区域及び名称の変更案について説明いたします。

まず、丁目の表示について申し上げます。説明会、諮問書等で示して参りました素案では、丁目の表示をアラビア数字で表示しておりましたが、変更案は漢字で表示しております。

これは、平成9年に加地区の変更を実施する際、漢字を使用するのが一般的である、通常であるという指摘を法務局からいただきまして、その後の加地区、三輪野山地区と、漢字を使用しておりますので、この段階から漢字表示とさせていただきます。この点につきましては、ご了承いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

変更案につきましては、当初、2案なり3案をお示ししたいと考えておりましたが、委員の皆様などからいただいておりますご意見などを大きく集約しますと、まず「区割り」につきましては、現在の自治会の区域が極力分断されないように大きくしてほしいという要望がございました。「字の名称」につきましては、歴史ある「市野谷、十太夫、駒木」の名称を残してほしいという点。また一方、新しいまちにふさわしい「おおたかの森」にしてほしいという点。この三点に集約できると思いますので、三点を集約して変更案を作らせていただきました。

まず、全体の概要を申し上げますと、つくばエクスプレス線及び東武野田線の線路により4つの地区を設けまして、駅を中心に、東側を「おおたかの森東一丁目～四丁目」、「駒木」、「十太夫」、南側を「おおたかの森南一丁目～三丁目」、西側を「おおたかの森西一丁目～四丁目」、北側を「おおたかの森北一丁目～三丁目」といたしました。

内容について申し上げますと、まず、区域割りににつきましては、全体的に区域を大きくしております。字の名称につきましては、駅名として多くの方に定着しております「おおたかの森」の名称を中心に用いています。これは、新しい街にふさわしい「おおたかの森」にしてほしいと

いうご意見を反映させております。

一方、歴史ある、由緒ある名称である「市野谷、十太夫、駒木」を残してほしいというご意見につきましては、全てのご意見を反映させた形にすることはできませんでした。従前の字の区域が大変に広く、その広い範囲において大きく街並みが変わるといった背景がありますので、「市野谷、十太夫、駒木」のそれぞれの地区の位置、新市街地地区全体における区割りのバランス、さらには新たに振られる地番をも念頭におきまして、区画整理事業による効果が薄れることがない方向でのご意見の反映となっております。

まず、「市野谷」につきましては、現在の地域を「市野谷」で残してほしいという要望がございました。また、先日の審議会では、同じ沿線整備地区である運動公園周辺地区にまたがって「市野谷」があることから、全体を示してほしいというご意見がございました。

変更案で申し上げますと、概ね「おおたかの森西一丁目の一部、おおたかの森西二丁目、おおたかの森南二丁目、三丁目」も従前の「市野谷」でございませう。この範囲を、例えば「市野谷一丁目～四丁目」という区割りにしますと、運動公園周辺地区と併せますと、丁目の数が「市野谷」だけ増えてしまうこととなります。そうしますと他とのバランスを欠いてしまいます。また、おおたかの森東西南北のバランスも悪くなってしまいます。このようなことから、運動公園周辺地区の「市野谷」を含めた将来的な全体像を明らかにすることにより、ご判断いただきたいと考え、変更案といたしました。

次に、「十太夫」につきましては、説明会におきまして、「十太夫」という名称を残してほしいという要望がございました。また、先日の審議会におきまして、自治会で実施していただいたアンケート結果に基づき、少ないけれども根強い意見であるというご報告や、特に根拠はないけれども半々であると思われるというお話がございました。「十太夫」も従前は広い区域でありまして、変更案で申し上げますと、概ね「おおたかの森北三丁目～おおたかの森東二丁目、十太夫、おおたかの森東四丁目の一部」にまたがる区域でございませう。この範囲を「十太夫〇丁目」としていくつかの区割りにしますと、新市街地地区を縦断する形で位置しますことから、駒木の地区において「おおたかの森」という名称の使用が難しくなります。また、隣接する周辺地区の字の丁目の数にバラン

スを欠いてしまいます。これらのことから、従前の比較的戸数の多い区域に絞って「十太夫」といたしました。

次に、「駒木」についてですが、「駒木」は区画整理事業区域とそれ以外の区域があります。当初素案では、区画整理事業区域内の「駒木」については、「おおたかの森」を基調としており、その案では「駒木」という字は分断されますが、この地区においては、区画整理事業を実施した区域が名称で明らかに分かるようにしておいた方が将来的によいのではないかという考えもあつてのことでしたが、成願寺周辺の県道高田原線の右側の区域を「駒木」として残してほしいという要望がございました。ご要望の区域を「駒木」とすることによりまして、当初の素案とは違い、「駒木」という字は分断されずに済むようになりました。また、字界を県道で区割りすることもできます。これにより新市街地地区全体の区割り等に影響を与えるものではありませんので、「駒木」については、ご要望どおりの変更案といたしました。「駒木」の変更案では、この区域につきましては、従前の「駒木」という字名は変わりません。区画整理事業区域でありますので、地番は新たに振られることとなります。では、こういった地番になっていくのかと申しますと、従前の「駒木」の地番が1100番台まであります。この区画整理区域につきましては、「駒木」の現在使っている地番の最後の地番から、区切りのよいところで、新しい地番が振られていくこととなりますので、法務局と相談をしたところ、2000番台から新しい「駒木」に地番を振っていくのが望ましいという見解をいただいております。これは、区画整理事業区域と事業区域外となっている区域とが明らかに分かるようにしたいということでありました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

(松島会長)

変更案について、説明がありました。皆様からのご意見、ご要望については「それぞれの位置や状況などから全てを反映させた形にはなっていないところもある。」ということでありました。また、全体のバランスや将来的なもの、事業効果など様々な角度から説明がありました。

審議会としましては、全体的な視野に立っての議論が求められていると思っておりますが、今日の進め方としましては、まず「由緒ある従前の名称を残してほしい」という要望がありました「市野谷、十太夫、駒木」に

関係する委員の方からお話を伺って、その後、皆様からご意見を伺うという流れで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

それではそのように進めさせていただきます。はじめに市野谷の伊藤委員よろしく申し上げます。

(伊藤委員)

市野谷自治会の伊藤でございます。先日この件につきまして、市の方で(自治会において)説明をしていただきまして、新市街地地区ではなくて運動公園地区に「市野谷」が残るということで概ね了承されたと思っております。ただその中で、「おおたかの森南一丁目」というのが、中駒木線を境にしてそれを含めていますよね。人数や筆数を考えるとこれで仕方がないのかなと思う反面、このところで分けた方がいいのかと感じました。

(松島会長)

ありがとうございます。概ね了承されたということで安心しました。私としては「市野谷」が一番大変ではないかと思っておりました。会長の立場として心配しておりました。

それでは次に十太夫の佐南委員申し上げます。

(佐南委員)

十太夫の佐南です。十太夫自治会の私の意見の前に、この地区の変更は藪内委員の東映団地自治会がほとんどです。ですので、藪内委員から先に意見を伺った方がいいと思います。

(松島会長)

失礼しました。藪内委員よろしく申し上げます。

(藪内委員)

「十太夫」の地名を残してほしいという要望は、東映団地自治会から出た要望ではなくて十太夫自治会から出た要望でした。結果名前が残った部分の4分の3ぐらいが東映団地です。地名を残すか残さないかについては、先ほど、事務局からお話があったように感覚的に半々ぐらい、それぞれご意見あるのかなと申し上げましたけど、この第2案はまだ会

員に計っておりませんので、改めて賛否を数で採らないといけないということになります。それはまだやっております。やってみないと分かりませんが、ただ十太夫自治会から出た意見を実現させた結果が、4分の3が東映団地自治会を中心としたところで残ったというのが、流れとしては随分状況が変わったということで、改めて会員によく計って、こうなると賛否を採らないといけないかなというところです。

(佐南委員)

それでは、十太夫自治会としての意見を申し上げます。いま藪内委員の言ったように、ごく一部のところで、安易に「十太夫」を残すということには十太夫としても、役員の中で議論した中では反対です。残すのであれば元の「十太夫」の地区で残すか、ごく一部残すというのと、まとまった地区というのと新興住宅、いわゆる古い人が集まっているところではなく、おそらくそういう地区（新興住宅地）になると逆に「十太夫」という地名を残された方は、非常に迷惑だと思います。私も先日報告した中で、数はごく少ないけども、古くから十太夫に住んでいる人（先祖から）、そういう人たちからは、根強いものがありますという報告をしましたが、数的には確かに少ないです。ですから、こういう新しい住民の多く住んでいるところで、「十太夫」を残しても、決して根強く「十太夫」を残したいという人たちにとっては、また別の意見があると思います。ですから、役員で議論した中では、ごく一部残すのであれば残さなくていいと、ただ先ほど話があったようにコミュニティの方で十太夫自治会というものを、残そうではないかというのがひとつ十太夫自治会としてはあります。それはまた先ほど話しがあったようにコミュニティの方で、これが（字の区域及び名称）決まり次第検討ということになっておりますので、そのときにいろいろご意見したいと思います。それともう一点、この区割りの中で最初気が付かなかったのですが、「十太夫」には、鎮守様の熊野神社があるのですが、いま熊野神社が飛び地として東初石3丁目の一部、道路隔てたところに「十太夫」として地名が残っております。

(松島会長)

熊野神社の場所を指してもらえますか。

《プロジェクターに投影された地図で場所を確認（区画整理地区外であ

った。)》

(佐南委員)

現在の地名は「十太夫」として残っています。それを今後、「東初石3丁目」になってしまうのか、元の「十太夫」で残すのか、今までも熊野神社という鎮守様があったために残しています。それをどう考えているかお聞きしたいと思っています。一部「十太夫」として残すというのは自治会としては、思わしくないと、残すのであれば全体、それが難しいのであれば、あとはコミュニティの方で名前を残すという意見で役員の中では集約しています。

(松島会長)

ありがとうございました。いまの意見に対して事務局の意見をお聞きしたいと思います。

(事務局一総務部加茂次長)

区画整理の地区外に「十太夫」が熊野神社ということで一部残っていることについて私どもは確認しておりませんでした。申し訳ございません。もし、残っているとすると、そこだけ「十太夫」が残ることになりますので、区域外については、字名変更の手続きは個々の了解がないとできませんので、このことについては持ち帰って協議させていただきたいと思います。

(松島会長)

ご検討願います。それでは長岡委員お願いします。

(長岡委員)

要望を先日本日お渡ししておきましたが、半分くらいの上承を得たと思っております。ただ、一番反対していましたが成願寺が残ったということはいいのですが、ただし、問題がありまして一番始めに出た案を見た人が判断してしまったことが一部ありまして、自治会館のある場所が「駒木」から「おおたかの森」になる予定になっていたのも、自治会館の新築の予定が一部変更になってしまったことと、また変わったことを説明するのかどうかというところで問題が起きています。事務局にお願いして説明会をしようかと思いましたが、それで自治会長と相談した結果、自治会が音頭をとってやったら成願寺のこともありましたので、トラブルに巻き込まれることは、自治会として懸念があるということで、説明会は

止めようと急ぎょ中止しました。ですので、正式に大体の案が決まってからでないで、住民に説明したら混乱してしまう。今までは、反対のところだけのことを書いて出しました。ただし、今度は賛成のところをどうするのか、ということまで私は考えていませんでした。この問題が起きてしまうと自治会としては、どうにも動かなくなってしまうので、説明会を中止しました。これが、最終案だということでは決まれば、今度の案では該当する住民が減りましたので、住宅地としては少なくなりましたので、その人への説明だけになると思います。これはまだ、決定ではなく素案ですからこれが決まってから事務局にお願いするとして、大体の方針が決まってからでないで自治会としては動けないと思っています。それからもうひとつ、先ほど、言いましたとおり私の方としては、字名が変わっても自治会に入る人は入ってもいいということで進めたいと思います。ただ、この地区に役員がたくさんいる関係がありましてその方々が辞めてしまうと、自治会としての運営が成り立たなくなってしまう。字名が変わって自治会が新しく作られてしまうと自治会としては運営できなくなるとおぼれます。そういうことで、もう少し素案が決まってから動き始めたいと思っている次第です。

(松島会長)

ありがとうございます。これに対して事務局で何かありますでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

それぞれに自治会に事情があると思います。当然、自治会の会員の皆様にお話しをして案を示していくのは分かりますが、ひとつの意見にまとめるのは、どこの自治会さんも困難なのかなと考えております。ですから、役員の皆様にもいろいろ資料等を提示していただいて、比較的多い意見で発表していただいて、できるだけ多い意見でまとめていただければと思います。

(松島会長)

おっしゃるとおりだと思います。それでは、由緒ある字名の方々のお話を承りまして、ご意見をいただきました。ありがとうございます。次に、全体として他の方のご意見を伺いたいと思います。全体的な質疑に入ります。ご意見のある方、遠慮なく申し出ていただきたいと思います。

(出口委員)

法務局でございます。先ほど、事務局の説明の中で「駒木」について土地区画整理がある場所とやらない場所が混在する地域であるという説明がありましたが、他のところ例えば「おおたかの森西四丁目」などに、区画整理を行う地域と行わない地域が混在いたしますでしょうか。

(事務局一総務部加茂次長)

はい、ございます。

(出口委員)

私ども法務局、いわゆる登記所でございます。土地や建物の登記ですとか土地の面積、所有者、あるいは地図ですとか測量図を扱っております。ですので、名称につきましてはアラビア数字ではなくて漢数字をということをお願いをしているわけでございますが、こういうことについて、客観的に意見を述べさせていただきますと、一般的に土地区画整理が行われました地域については、地価が上がります。また、取引も活発に行われるのが、普通でございます。そういった中で同じ町内と申しますか、名称、区域の中にそういった地域が混在する、地番でどう分けるのか、先ほど「駒木」の方では、2000番台と1000番台までということをおっしゃっておられましたが、同じ区域の中にそういう地域が混在するということになりますと外見上、若干の混乱を招くのではないかと申します。法務局で扱います地図は、そういったものも区画整理の有無で分割されます。また、土地を売買したり相続をしたりするときには、地価に応じて、地価と申しますか固定資産税の関係ですけれども、それに従って税金を払うこととなりますけれども、同じ町内、町名にあつて地番が100番飛んだ200番飛んだということ、その算定基準が大きく変わってしまうということもありますので、若干住民の方には、その辺が分かりづらい、理解し難いのかなというところの懸念がございます。そういった見方から申しますと、これは絶対ではございません、ただ他のところの例でありますと区画整理をするところと、しないところの町名を分けるといったことが、多く使われている事例がございます。ご参考までに申し上げます。以上でございます。

(松島会長)

ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局一総務部加茂次長)

事務局の考え方でございますけれども、これまで当初から、区割りの方

針につきましては、鉄道や道路といった公共の地物で区切って分かり易い形で地区を整理してまいりますということで始めております。これまで他の「三輪野山」等につきましても、同じような道路等で区切って区割りを考えていました。今回、法務局のご意見も当然分かるのですが、地区内にある地区外の区域、これを除いて違う字名を付けますと区割りのところが、宅境で切れたりなど非常に変形した形になります。そういったことを考えますと一体的に例えば「おおたかの森西四丁目」については、全体を西四丁目として地区外を含めた形で整理させていただいた方が私として（担当として）は、よろしいのではないかと考えました。ただ、こういったご意見がありましたことにつきましては、まだ庁内で合意が取れていませんので、持ち帰りまして市長の方に判断を仰いで上で次回の会議のときに市の考え方を整理して報告したいと思っております。

（松島会長）

分かりました。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

それ以外、この機会ですのでご意見を伺いたいと思っております。小泉委員いかがでしょうか。小泉委員のところはエリアが広いですが。

（小泉委員）

西初石6丁目の小泉です。よろしくお願いいたします。会長の方からエリアが広いというお話がありましたが、当初の素案ですと中駒木線の道路を境にしてあり、小さな区割りだったのですが、今現在TXの南側、近隣公園を含めまして、ほとんどが西初石6丁目自治会です。また西側にも現在は一部入っていますが、当自治会としては、南口の都市広場、ショッピングセンター、近隣公園、この辺は人口がほとんど少ない地域ということで我々自治会としても新市街地を中心とした街づくりに協力しようということで、都市広場の掃除ですとか、近隣公園の掃除であるとか、今まで随分行ってきています。これが分断されてしまいますと将来的によその別れた方まで、なぜやるんだ等のいろいろな問題がでてきます。そういったことが役員会で想定されたことですから、近隣公園を含めた案で要望を出したのが実情です。それに加わりまして一部マンションや住宅地の受け皿となりましたが、当自治会としては役員会等で、いろいろ協議した結果、この案を進めて欲しいことになっておりますので、是非この案を進めていただきたいと、このように思っております。

（松島会長）

ありがとうございました。

(深澤委員)

プラティークヴェールというマンションは、新しい町名で言いますと「おおたかの森東一丁目」の駅のそばでございます。7月8日に頂いた新しい案をベースに住民に対してアンケート調査をしてみました。先ほど、長岡委員からおっしゃられたみたいに、難しい状況はあるかも知れませんが、基本的には新しく転入してきた人が多いので、そんなに大きな反対がでないだろうと安易な思い込みがあって行ってしまいました。

マンションとしては、一般の住戸が128室あって、テナントが1戸入っています。商業地区でございますので1階、2階がテナントになっています。ですので、戸数としては129のアンケートで回収率は2週間くらい置きましたが、おとといの段階で42.2%、57件いただきました。あと2、3通着ましたがそれは置きまして、賛成が54で反対が3ということで、私が思っていたような状況かなという感じです。ただ、反対をしているところに他では出ていない反対意見のコメントとか要望がありましたので、それをご紹介します私のお話とします。まず、「おおたかの森東」とか「南」とか「1丁目」というのは漢字で書くと10文字あります。これは非常に長い。海外との通信を考えてローマ字表記となるともっと長いということで、どうにかならないものか、どうしていいか分かりませんがそういうコメントがありました。それから、「東西南北」というのも安易ではないかという、どう判断していいか分かりませんがございました。それと関連して「十太夫」とか「市野谷」の既存の区域名にしたらよいのではないかという意味で反対の意見がございました。テナントの1戸なのですが、登記簿謄本の変更ですとか顧客への対応として所在地が変わると、手作業が発生し負荷が掛かることと経費的に掛かるので元々の「東初石」という現状維持という選択肢はないものだろうかという質問があり、それがゆえに反対と言っておきますということです。同じように一般の方からも、1戸ですがいろいろと変更手続きが必要なので現状維持ではいけないのか、それからもうひとつ年末年始は避けてほしい、これは年賀状を意識しているのかもしれませんが、これは郵便局側が旧住所でも対応してくれるので旧住所でも大丈夫だと思いますが、一応賛成意見の中の要望事項としてありました。あと学区の話がありました。私の立場からすると違う話だと思っておりましたが、

一応1戸から学区に関しても要望がありました。ということで、繰り返しになりますが、回収率44%の段階ですけれど概ね賛成ということで、反対意見については、取り上げようが難しいかなと委員としては、思うような意見がきています。

(松島会長)

分かりました。ありがとうございました。

(片岡委員)

私は「おおたかの森南一丁目」のフォレストレジデンスですが、先ほど伊藤委員もおっしゃっていましたが、少し広すぎるというお話と小泉委員のかなり広くなるというお話がありました。私どものマンションではアンケートを採るということとはしませんでした。ただ、この地図を掲示しまして、ご意見がある方ということとしましたが、口頭での意見で「一丁目」ならいいよ「五丁目」より「一丁目」の方がいいというのが、これは本音でございます。ただ、私どもこのマンションは、マンションだけの管理組合もありますし、小泉委員のところは「一丁目」として広くなりますけれど、マンションはマンションの体制をそのまま維持したいというのが現実でございます。これは小泉委員の方へもお話をさせて頂きまして、西初石6丁目の自治会には入るつもりはないということでありまして、あくまでもマンションの管理組合、マンションの自治会ですませたいということで、大体の意見は私どもの方は「おおたかの森南一丁目」ということで賛成であるということでございます。

(古瀬委員)

隣のフォレストカーサの古瀬と申します。「おおたかの森南一丁目」ということですが、前回要望として上げさせていただいたこともあり、総会で少し話してみたのですが、賛成ということで反対は総会に参加している中ではありませんでした。自治会については、いま独自の自治会として動いておりまして、今後どうするかは全く白紙でございますので、それはこれからの課題とさせて頂きたいと思っております。取りあえずこの案については賛成ということですが、

(松島会長)

ありがとうございます。それでは庄司委員お願いします。

(庄司委員)

オーベルグランディオおおたかの森管理組合です。この件に関しまし

ては、理事会にかけまして「おおたかの森東二丁目」ということで賛成ということで意見を得られています。

(会長)

ありがとうございます。高田委員お願いします。

(高田委員)

小山小学校の向かい側になりますクリアヴィスタおおたかの森管理組合ですが、理事会に事務局が来て頂きまして理事会で説明をして頂きました。そのときの理事の方から、「十太夫」という響きもいいねという話も出たほか、「おおたかの森」の方が新しくていいとかいうような感じで、結局住所が変わるといふのを入居者全員が知っておりますので、こう言っただけではなんですが、どちらでもいいというような雰囲気になっております。アンケート等は一切採っておりません。今回私がここに参加させて頂いた上でこれから話し合いを進めていこうかと思っております。自治会に関しては今後とも管理組合の方でいこうかというように思っております。ただまだ、1年経っておりませんので、自治会に参加していくかどうかについての課題については、今後検討していくということになっております。

(松島会長)

ありがとうございます。今お聞きするとマンション関係は概ね賛成というように受け取りましたけど、この機会でございますので、お一人ずつ意見を頂きたいと思えます。秋元委員何かありましたらお願いします。

(秋元委員)

うちの方も差し当たってこれについてのアンケートは一切行っていません。昨年度の素案より区割りが大きくなってしまっていて、これはこれでここまで大きくできるのかなと思うくらい私も感心しています。ただ私のところの心配は自治会の区割りです。字名の区割りはそれほど皆さんそれに対する反対はありません。

(松島会長)

ありがとうございます。それでは塚平委員お願いします。

(塚平委員)

西初石5丁目の塚平です。この字名の問題に関して一応全員を集めて説明会をしました。名称の変更に関しては、ほとんど皆さん賛成です。

秋元委員のところと同じで自治会の区域に関して、市役所の方で応援をしてもらわないと、まだ自治会の区域になってない地域があるものですから、そういうものも併せてどうだろうか、そのあたりは市の方でも何らかのことを考えていると思いますが、という程度の話がありました。

(松島会長)

ありがとうございました。それでは、中村委員お願いします。

(中村委員)

大畔自治会の中村です。大畔自治会のほんの一部の区域が区画整理区域の中に入っていて、そこに6軒住んでいましたけど、その区域というのは、事業区域でありまして他に移転してしまいました。アンケート等は採っていませんけども名称については、自治会の皆さんには報告してありますけど、これとって反対する者も賛成する者もいませんでした。特に問題はないと思います。

(松島会長)

賛成も反対もないけど問題ないということですね。ありがとうございました。それでは、吉田委員お願いします。

(吉田委員)

東初石5・6丁目の吉田です。うちの方は今でも5丁目、6丁目と一緒に町会になっています。これで申しますと「おおたかの森北二丁目」から「おおたかの森北一丁目」、「おおたかの森東一丁目」ですね。先ほど、深澤委員からお話がありましたけど、深澤委員の方もやはり同じ自治会の会員として5・6丁目に入っております。自治会としましても前々からTXが開通した段階から5丁目、6丁目は別れないといけないということで、自治会の方ではそういう準備はしていますので、何も無いと思います。この素案については、賛成の意見が多いです。あとマンションについては、マンションの方で管理組合がありますので、それは別にマンションの方で自治会を作って頂くか、駅前の方で一丁目の自治会を作るか、その自治会の方に関しては、うちの方の5・6丁目自治会では、まだ検討している段階です。

(松島会長)

ありがとうございました。一応賛成ということ受け取らせて頂きます。それでは、あと関係機関の松田委員何かございますか。

(松田委員)

商工会議所の松田です。区割りと同様に商店街をどこか線で、いずれは切られるとなると、その繋がりがこれからどういう問題が起きてくるのかということが懸念されます。早急にこういうことが決まったら商工会議所に報告して頂けるということでしたので、その後の進め方が気になっております。

(松島会長)

ありがとうございます。それでは宮武委員お願いします。

(宮武委員)

都市再生機構の宮武でございます。私ども最後の登記の作業をさせて頂くことになっておりまして、皆さんに決めて頂いた案で最終的に登記をさせて頂くことで特に異論はございません。

(松島委員)

何かご指導するようなご意見はありませんか。

(宮武委員)

先ほど、法務局さんの方からおっしゃって頂いたとおりでございます。

(松島委員)

わかりました。ありがとうございました。それでは、大澤委員お願いします。

(大澤委員)

日本郵便流山の大澤でございます。私どもの方もいまお話があったとおり、皆様が決められたご意見のとおりで、進めさせて頂く、先ほどもお話が出たとおり、新しいご住所になったところと古い住所のところの郵便のお届けというのを私ども一番注意しなければいけないなと思っ

ているところでございます。そちらの方の準備を万全にしていきたいと思っ

ているところでございます。それでは、皆さんからご意見を頂きましたけど、何か言い足りない方、どなたかおられますか。

(藪内委員)

出口委員にご質問させて頂きたいのですが、地価が上がるということは、区画整理を終えたということによって起こるというお話だったと思うのですが、例えば先ほど話に出た「十太夫」という地名が残る場合とこれが「おおたかの森東〇丁目」というように変わる場合と、そういう

場合には、地価の上昇はあるのでしょうか。

(出口委員)

私は土地の不動産鑑定士ではございませんので、なかなかそういったような条件が加味されて変わる変わらないということは、申し上げられないです。

(藪内委員)

先ほど、おっしゃったことは区画整理があると上がるということですね。

(出口委員)

そうでございます。経済価値が上がりますし、曲がりくねった小さい区画が集まったところよりは、きっちり整備をされている方が流通いたしますし、取引も盛んになります。ですから、そういった意味では、通常地価が上がっております。それで、その区画整理外との差が出てくるということも、これもまた事実であります。ただ名前に関しては、申し訳ありませんが、分かりません。

(藪内委員)

それ(出口委員が説明された内容)は、名前によるものということではないということですね。

(出口委員)

はい、そうでは(名前によるものでは)ありません。

(松島会長)

よろしいでしょうか。それでは、ひととおりのご意見を頂戴したと思います。先ほど伺った範囲では、十太夫の佐南委員の変わって乗り遅れてはいけないというような意見に私は聞き取れたのですが、それから駒木の長岡委員、十太夫の藪内委員のご意見ですね、事務局の方、再度ご検討いただければと思う次第です。よろしく申し上げます・

(事務局一総務部加茂次長)

事務局から確認したいのですが、先ほど「十太夫」の中で、残す意見と変えた方がいい意見と半々くらいの話がありまして、私どもの説明で、その「十太夫」の地区に関しては、かなり元の地域が大きいので縦に縦断するような形になるので、そこの全体を残すということは、難しいという話をさせていただきました。その件については、そこを「十太夫」で残すと全体の見直しをもう一度かけなければいけないような形になり

ますので、全体を残すのは難しいと、それと例えばこれからお持ち帰り頂いたときに、いま残しました「十太夫」の地区について「おたかの森東四丁目」に変えることは可能でございますので、その辺については、地元でも協議していただければと思います。できれば、次回の会議のあたりで地元の意見をご報告いただければと思います。もう一点確認ですが、お配りしました図面の中で「市野谷」の運動公園周辺地区を参考で示していますが、その区割りにつきましてブルーの点線で「市野谷〇丁目」ということで区割りしております。ここにつきましては、市野谷地区に説明に伺ったときに、TX沿いにまたがって区割り（参考ですけども）しておりますので、それについては、TXの上下できちんと分けるように指示を頂いておりますので、そこは次回には修正させていただきます。これは、新市街地地区以外でありますので、あくまで参考ということとでよろしくお願ひしたいと思ひます。

（松島会長）

それではご意見ありがとうございました。第2回目で先が見えてきたような感じで私自身受け取らせて頂きましたけども、それではよろしいでしょうか。皆さんの意見を頂戴いたしましたので今日のところは、これで打ち切らせて頂きますけどよろしいでしょうか。それでは、次にその他になりますが、事務局何かございますか。

（事務局一総務部加茂次長）

それでは、次回の審議会でございますが、9月30日（金）の午後2時から開催予定としたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の会議録につきましては、前回と同様に作業させていただきますので、ご協力をお願ひいたします。それと今日ご質問のございました区画整理地区内にある地区外の名を分けた方がいいのではないかという法務局さんのご提案でございますが、その件について次回の会議で執行部、市の中の内部決定の報告をさせていただきたいと思ひます。それと「十太夫」の地区外に熊野神社があるということについて、その辺も確認した上でその方針をどうするかということにつきましても次回の会議で報告できるようにしたいと思ひております。よろしくお願ひします。以上でございます。

（松島会長）

ありがとうございました。

長時間にわたり貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、以上をもちまして、会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。